

## 陶芸短期教室の受講者を募集します

- ▼月日 12月1日(土)、2日(日)
- ▼時間 9時～12時
- ▼場所 登別地方高等職業訓練校
- ▼内容
  - 1コース：手びねり（茶碗・ぐい飲み・どんぶりなど）
  - 2コース：板作り（コーヒーカップ・皿類など）
  - 3コース：ひも作り（ふくろうの置物など）
- ▼定員 各コース20人（申込順）
- ▼受講料 2千600円（材料費含む）
- ▼申込方法 11月26日(月)から受講料を持参の上、登別地方高等職業訓練校（青葉町42）に直接お申し込みください
- ▼申し込み 登別地方高等職業訓練校（☎1450）

## 小型船舶の登録制度が変わります

『小型船舶の登録等に関する法律』が平成14年4月1日から変わります。これまでは、5ト未満の小型船舶（漁船などは除く）を持つ方は、小型船舶の登録が必要でしたが、来年4月からの改正で、新たに5ト未満の小型船舶についても登録が必要になります。

また、小型で小馬力の船舶などはこの法律の対象にはなりません。なお、漁船は、従来どおり漁船法による漁船登録が行われます。

※詳しくは、お問い合わせください。  
▼問い合わせ 日本小型船舶検査機構・函館支部（☎0138263583）

## 電気の定期調査を実施しています

北海道電気保安協会は、北海道電力㈱から委託を受け、一般住宅や商店などの低圧で使用されている電気設備について、定期的に安全調査を行っています。

調査員は、制服着用で顔写真付従業員証、または身分証明書を持参しています。

お金をいただくことは一切ありません。

ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 北海道電気保安協会 室蘭支部（☎7002）

## 違法駐車防止

路上駐車は、慢性的な交通渋滞や交通事故を誘発するとともに、救急車や消防自動車などの緊急車両の活動を阻害する原因になります。

特にこれからの時期は、路上駐車が除排雪作業の大きな妨げになり、円滑な道路交通が確保できなくなります。

みなさん一人ひとりが交通ルールを守り、駐車のマナーアップに努めましょう。

▼問い合わせ 室蘭警察署（☎240110）

## なるほど Q&A 介護保険

介護保険制度の仕組み

いせ 問い合わせ

介護保険室  
☎5720  
☎3293  
FAX 81

### Q 介護保険料の減免制度について教えてください？

A 保険料を賦課した年度内に、当初に想定しなかった「災害などの事情」から、生計を維持することが困難となり介護保険料を納めることができなくなったときは、その実態に応じて介護保険料が減免になります。

減免を受けようとする場合は、申請が必要となります。

また、「災害など」とは、次のような場合です。

- ①第1号被保険者または主たる生計維持者が、震災や風水害、火災などで住宅などの財産に著しい損害を受けたとき。
- ②主たる生計維持者が死亡したとき、または心身に重大な障害や長期間入院で収入が著しく減少したとき。
- ③主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止や著しい損失、失業などで著しく減少したとき。
- ④主たる生計維持者の収入が、干ばつや冷害などによる農作物の不作、不漁などで著しく減少したとき。

※介護サービスの利用者負担についても同様の理由により減免されます。



### Q 介護のサービスに関する疑問や不満はどこに相談したらいいの？

A 介護サービスを利用して疑問や不満が生じた場合には、まず担当のケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談ください。

しかし、相談の内容によっては、直接相談しにくいケースもあると思います。

そのときには、市の介護保険室にご相談ください。

なお、介護認定申請があったときには、介護認定調査員が訪問して認定調査を行います。その際に介護サービスに対する疑問や苦情に対する相談を併せてお受けしています。

市は、それぞれの事実を確認した上で、ケアマネジャーやサービス提供事業者に対して適切な助言・指導を行い、より充実した介護サービスになるよう努めています。

また、解決の難しい内容のものについては、登別市介護保険運営協議会の苦情処理専門部会に審査を依頼し、対応することとしています。

